

通帳式定期預金共通規定

(令和1年9月1日現在)

1. (定期預金の種類)

(1) 通帳式定期預金で利用できる定期預金の種類は次の通りとします。

- ・期日指定定期預金
- ・自由金利型定期預金 (M型) <スーパー定期>
- ・自由金利型定期預金
- ・紀陽6カ月据置定期「自由自在」
- ・変動金利定期預金

(2) 前項の定期預金は次条以下によるほか、定期預金共通規定および各定期預金規定により取扱います。

2. (預入れ)

この預金の預入れは、口座開設店のほか当行国内本支店で取扱います。預入れのときは必ず通帳を持参してください。

3. (通帳の効力)

満期日自動解約方式の定期預金については、元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金した後は、通帳記載の当該定期預金は無効となります。

4. (預入番号指定による預金の解約)

同じ通帳の預金を解約する場合、1枚の払戻請求書に当行所定の件数まで預入番号を指定して解約できます。

5. (規定の変更)

- (1) この規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変更、その他、当行が相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページでの告知その他の相当の方法で公表することにより、変更することができるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上